

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

国も認めたH23年度の“深刻な漁業被害”！

水産庁の漁業被害調査が公表される

かねてより有明海沿岸4県の漁業者らが訴えてきた、平成23年度漁期の極めて深刻な不漁の実態が、水産庁の調査で裏付けられることとなった。

この被害調査は、よみがえれ！有明訴訟の原告らや弁護士団が、農水省との交渉や、九州農政局との意見交換会において繰り返し求めてきたものである。また、今年3月、今村雅弘衆院議員、福岡資麿参院議員、紙智子参院議員の国会質問に対し、鹿野農水大臣(当時)が、有明海の漁業者らに深刻な漁業被害が発生していることや、その対策を実施していくことを明言したことも契機となった。

今なお累積し、拡大 拡大している深刻な各県の被害

【福岡県の状況】

福岡県では、新大牟田、高田、有明、両開、大野島の5漁協に対し、タイラギ、アサリ、サルボウ、ノリ、その他(魚類)の漁模様につき聞き取りが実施された。

その結果、タイラギについては5漁協すべてが「不漁」という回答で、どの漁協も「立ち枯れ」や「斃死」を指摘し、「徒歩捕りについては2、3年位前から捕れない」(大野島漁

協)という状況で、アサリについてもすべての地区が「不漁」というものであった。サルボウは、浅場での大量斃死が発生し、サルボウ採苗器の効果により何とか持ちこたえた状況である。

ノリ養殖については、「不漁」と回答したのが2地区で、他の地区も、秋芽の不作を漁民の努力により何とか挽回したという状況である。漁船漁業の魚類については、すべての地区で「不漁」、ワケ、マジヤク、ウミタケといった、地域で昔から親しまれてきた珍味もほとんど捕れなくなっていることがわかる。

【佐賀県の状況】

タイラギは、夏場にほぼ死滅したため、1日平均操業隻数はわずか8、9隻(比較的豊漁だった平成21年は40隻程度)にとどまり、結局3、6トンしか採れず、著しく不漁であった昨年度をさらに下回る結果となった。サルボウ、アサリも、いずれも前年を下回る不漁は確実の状況であった。

魚類についても、ほとんどの地区の、ほとんどの漁種で、著しい減少傾向にあるとの実感が寄せられた。ノリ養殖については、秋芽期にアカグサレ病の被害が発生し、冷凍期には色落ち被害が頻発する中、生産者の努力により全体としては平年並みの生産となったものの、西・南

部地区では、赤潮の長期化による色落ち被害が大きかったことから、前年の5割程度に落ち込む地区もあった。各支所からも、「平成20年以降、毎年のようにアステリオネラ赤潮による色落ち被害が発生し、漁家経営は厳しい状況」にある(鹿島支所)、「ここ数年、赤潮の影響で生産は厳しく」なっている(たら支所)などの意見が出た。

【長崎県の状況】

長崎県では、瑞穂、小長井、国見、有明、島原の5漁協に対して調査が行われた。

タイラギは、漁獲高はほとんどゼロという状態であった。アサリも、瑞穂漁協で8トン(平成8年には約120トン)、国見漁協で6トンと依然として不漁のまま、回復の兆しはない。小長井漁協も前年度を大きく下回る259トンにとどまり、しかも小型のものが多くなっている。

魚類については、いずれの漁協も前年並みか、前年を下回る不漁である。特に有明漁協では、有明海名産のイダコが、かつての1割にも満たず、抱卵したメスも減少している。

ノリ養殖は4漁協いずれも著しい不漁であった。特に「40年やっていないが、23年度が一番悪かった」(瑞穂漁協)、「平成22年度に比較し、良い人でも7割未満、悪い人は2割程度」(有明漁協)、「平成23年度は前年度7割程度の漁獲。平成23年度の秋芽網はこれまでにない状況であった」(島原漁協)など、深刻な不漁が続いていることは明らか

である。カキ養殖についても、小長井漁協でフジツボが大量に発生し、前年を大きく下回った。

【熊本県の状況】

アサリについては覆砂漁場でかろうじて維持されているものの、タイラギ、魚類、えび類は、ほとんど漁獲なしという状況であることが明らかとなった。

【総括】

このように、各県・各地域で、ばらつきはあるものの、平成23年度の漁期には、深刻な漁業被害が有明海の漁民らを襲ったことが、公的調査でも明らかとなった。

デマであることが明らかとなった 長崎県の「漁業被害なし」の主張

これまで、開門に反対する長崎県知事や一部の漁民らは、「有明海の漁獲高は安定してきている。不漁などの漁業被害は発生していない。」などと主張してきた。

これに対して原告漁民や弁護士団は、事実と反するデマ宣伝をしないよう強く抗議を続けてきた。しかし、このたびの水産庁の調査で、あらためて原告漁民や弁護士団の主張が正しかったことが、公的に裏付けられることとなった。

開門をめぐる問題の本質が、諫干事業を原因として、現在に至るまで累積・拡大し続けている漁業被害から、原告漁民らを救済するという点にあることが、この調査で、あらためて明白となったといえる。